

定例教育委員会

議

案

議案第16号

六呂瀬山古墳群調査整備委員会設置要綱の制定について

六呂瀬山古墳群調査整備委員会設置要綱の制定について、次のとおり承認を求める。

平成27年8月25日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

六呂瀬山古墳群調査整備委員会設置要綱

平成27年 月 日
坂井市教育委員会告示第 号

(設置)

第1条 国指定史跡六呂瀬山古墳群を保存し、活用を図るための調査及び整備方針に関する助言を行うため、六呂瀬山古墳群調査整備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じて、六呂瀬山古墳群の調査及び整備に関する必要な事項について検討し、教育委員会に対し助言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地元住民の代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会文化課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年 月 日から施行する。

議案第17号

丸岡城調査研究委員会設置要綱の制定について

丸岡城調査研究委員会設置要綱の制定について、次のとおり承認を求める。

平成27年8月25日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

丸岡城調査研究委員会設置要綱

平成27年 月 日
坂井市教育委員会告示第 号

(設置)

第1条 重要文化財丸岡城の保存及び活用並びに国宝化の推進に資するために、歴史やその建築構造についての調査方法及び研究方針を検討するため、丸岡城調査研究委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に関する事項について検討を行うものとする。

- (1) 丸岡城の資料収集及び調査方法に関する事項
- (2) 丸岡城の研究方針に関する事項
- (3) その他、丸岡城に関し検討が必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 丸岡城の歴史に関する高い識見を有する者
- (2) 建築構造に関する専門的知識を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会文化課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成27年 月 日から施行する。

議案第18号

みくに龍翔館リニューアル検討委員会設置要綱の制定について

みくに龍翔館リニューアル検討委員会設置要綱の制定について、次のとおり承認を求める。

平成27年8月25日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

みくに龍翔館リニューアル検討委員会設置要綱

平成27年 月 日
坂井市教育委員会告示第 号

(設置)

第1条 みくに龍翔館のリニューアル及び常設展示等の更新にあたり、そのあり方についての基本構想並びに適切な運営及び活用について検討を行うため、みくに龍翔館リニューアル検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次の各号に関する事項について検討を行うものとする。

- (1) みくに龍翔館のリニューアル及び常設展示等更新の基本構想に関する事項
- (2) みくに龍翔館の運営及び活用に関する事項
- (3) その他、みくに龍翔館に関し検討が必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者又は博物館及び展示に関する専門的知識を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(会長)

第4条 検討委員会には会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は会務を総括し、検討委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

- 2 委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員の責務)

第7条 委員は公正かつ公平な審議に努めなければならない。

- 2 委員は、審議の過程において知り得た情報を漏らしてはならない。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項が終了するまでとする。

(解嘱)

第9条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を解くこ

とができる。

(1) 検討委員会の目的に反する行為又は委員としてふさわしくない行為を行った場合

(2) 本人から申し出のあった場合

(庶務)

第10条 検討委員会の庶務は、教育委員会みくに龍翔館において処理する。

(雑則)

第11条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この告示は、平成27年 月 日から施行する。

議案第19号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり変更許可の承認を求める。

平成27年8月25日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫